

# サービス部会規約

一般社団法人長野県自動車販売店協会

( 一般社団法人日本自動車販売協会連合会長野県支部 )

## サービス部会規約

### (目的)

第1条 この規約は、一般社団法人長野県自動車販売店協会（以下「協会」という。）「部会に関する規程」第7条及び一般社団法人日本自動車販売協会連合会長長野県支部（以下「支部」という。）「規約」第34条に基づき、サービス部会の組織、業務、運営等に関し定めることを目的とする。

### (名称及び組織)

第2条 この部会の名称は、「サービス部会」と称し、組織は、別紙1のとおりとする。

### (業務内容)

第3条 サービス部会の業務は、以下の整備部門に係わる諸施策等重要事項について調査審議する。

- (1) 自動車の点検整備に関すること
- (2) 整備料金等の公正化及び明確化に関すること
- (3) 諸費用前受け制度、売掛金回収方法等に関すること
- (4) 指定自動車整備事業の自主監査の実施に関すること
- (5) その他必要と認める事項

### (部会の運営)

第4条 サービス部会会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立し、出席委員の過半数の賛成により決する。
- 3 サービス部会には、協会「部会に関する規程」第8条に基づき、小委員会を設置する。
- 4 サービス部会小委員会には、業務内容に応じ特別委員会を設置することができる。

#### (1) 第1特別委員会

引取り・納車有料化実態調査、工賃単価（一般整備料金）調査、整備料金の公正化・明確化に伴う調査研究等

#### (2) 第2特別委員会

車検等に伴う諸費用の前受け制度、売掛金の回収方法等の検討

#### (3) 第3特別委員会

指定自動車整備事業の自主監査実施、整備内容の適正化等

### (部会委員及び小委員)

第5条 部会委員は、各会員が適任者1名を選出し、推薦名簿により届け出るものとする。

- 2 小委員及び小委員長は、部会委員の中から部会長が指名する。

### (地区委員会の設置)

第6条 協会「運営細則」第6条に基づき、長野北・長野南・高水・上田・小諸佐久・松本

- 北・松本南・大町・諏訪・伊那・飯田・木曾の12地区に地区委員会を設置し、この地区委員会の名称は、サービス委員会地区委員会（以下「サービス地区委員会」という。）とする。
- 2 小委員の中から地区担当委員1名を選出し、地区担当委員は、当該地区を指導監督する。
- なお、地区担当委員の割当てについては、小委員会で決定する。

（地区委員会会議）

第7条 地区委員会会議は、地区委員長が招集し、4ヶ月に1回以上の会議を開催する。

（地区委員会の資格等）

第8条 委員は、一般社団法人長野県自動車販売店協会の会員であり、第6条の当該地区に所属する店舗のサービス担当責任者があたる。

- 2 地区委員会には、委員の互選により委員長1名、副委員長1名以上を置き、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 正副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 正副委員長は、任期終了後も後任が就任するまでは引続きその職務を行う。
- 5 地区委員会の会計を明確にするため、預金口座を設ける。会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、預金口座は、指定金融機関である八十二銀行において開設し、「一般社団法人長野県自動車販売店協会 ○○地区サービス 理事長（協会代表者）」名義とする。

- 6 委員長は、この規約を委員に配布し、会の円滑な運営に努める。

（地区委員長の報告）

第9条 地区委員長は、以下の内容について速やかに部会長へ報告する。

- (1) 会計報告書の提出（会計年度終了後2ヶ月以内、別紙1号様式）
- (2) 会議結果等報告書の提出（別紙2号様式）
- (3) 役員及び委員の変更があった場合（別紙3号様式）
- (4) 会員販社で未加入店舗があった場合、又は店舗を廃止する場合（別紙4号様式）
- (5) 当該地区において重要な事案が発生した場合

（地区委員会への助成金）

第10条 地区委員会の活動費として、以下のとおり本会より助成する。

- (1) 会議開催に対する助成（協会負担）

第9条(2) 会議結果報告に基づき、出席委員1営業所当たり2,000円を本会から助成する。但し、1ヶ月内に複数回会議を行った場合の助成金は1回分を限度とする。支払方法は年4回（3月、6月、9月、12月の月末）に分け3ヶ月分をまとめて第8条第5項の預金口座へ送金する。なお、地区担当委員及び関係団体職員等が出席した場合は、その人数も加えて助成する。

- (2) イベント（車両点検教室等）に対する助成（協会負担）

イベント（車両点検教室等）の出向者に対し、報告書に基づき、参加人数により1人当

たり 1,000 円を助成する。支払方法は、前号と同様とする。

(雑 則)

第 11 条 この規約に定めるほか細部の取決め事項は、サービス部会が定める。

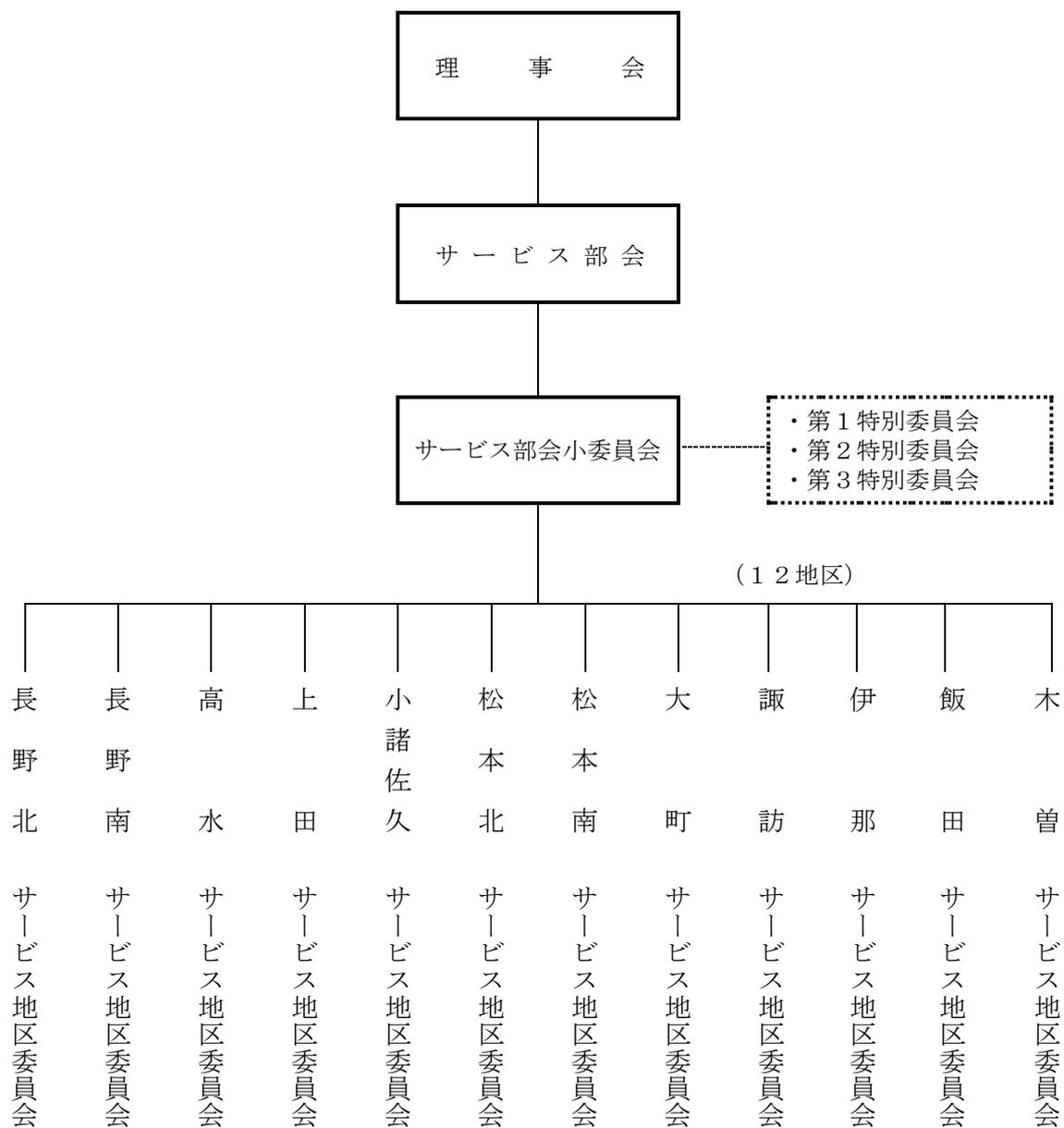
付則

この規約は、令和元年 10 月 21 日から施行する。

( 別紙 1 )

## サービス部会 組織図

(令和元年12月21日現在)



【1号様式】 送信先 (Fax:026-226-5194 E-mail:nagano@nada.or.jp)

令和 年 月 日

サービス部会長 殿

地区名 \_\_\_\_\_  
委員長名 \_\_\_\_\_ 印

### 会計報告書 (収支報告書)

以下のとおり預金通帳のコピーを添付し、会計報告します。

会計期間 令和 年4月1日 ~ 令和 年3月31日

前期繰越金	円	(預金	円・現金	円)
収入総額	円	… ①		
支出総額	円	… ②		
次期繰越金	円	(預金	円・現金	円)

#### (収入の部)

科目	決算額	備考
助成金	円	協会からの助成金
会費	円	
	円	
雑収入	円	預金利息
合計	円	①

#### (支出の部)

科目	決算額	備考
会議費	円	
雑費	円	
	円	
合計	円	②

#### 添付書類チェックリスト

- 預金通帳のコピー (記帳日 年 月 日)
- 現金出納帳 ※未作成の場合は不要です。
- 収支報告書 ※未作成の場合は不要です。

※ この様式は協会ホームページからもダウンロードできますので、ご利用下さい。



【3号様式】 送信先 (Fax:026-226-5194 E-mail:nagano@nada.or.jp)

令和 年 月 日

サービス部会長 殿

地区名 \_\_\_\_\_

委員長名 \_\_\_\_\_ 印

### 役員・委員変更届

役員及び委員の変更について、以下のとおり報告します。

	地区 役職	社 名	役職	委 員 名	所 在 地	〒番号	電 話	FAX	新	新・中 併売	中
【変更前】											
【変更後】											

※ この様式は協会ホームページからもダウンロードできますので、ご利用下さい。

※ 変更が複数ある場合は、地区委員会名簿を訂正しご提出ください。

【4号様式】 送信先 (Fax:026-226-5194 E-mail:nagano@nada.or.jp)

令和 年 月 日

サービス部会長 殿

地区名 \_\_\_\_\_

委員長名 \_\_\_\_\_ 印

### 店舗加入・廃止届

未加入店舗の加入及び加入店舗の廃止について、以下のとおり報告します。

#### 【加入】

会社・店舗名	役職	責任者氏名	所在地	電話	新	新・中 併売	中

※ 加入する場合は、加入を希望する店舗本社の承認を得てください。

#### 【廃止】

会社・店舗名	役職	責任者氏名	所在地	電話	新	新・中 併売	中

※ この様式は協会ホームページからもダウンロードできますので、ご利用下さい。